

平成24年度入園児を募集します！

市立幼稚園

募集対象 市内に在住する次の幼児
 5歳児＝平成18年4月2日～平成19年4月1日生
 4歳児＝平成19年4月2日～平成20年4月1日生
 3歳児＝平成20年4月2日～平成21年4月1日生
 ※3歳児については阿波幼稚園のみ募集
 ※阿波幼稚園は平成25年3月31日で休園予定
保育料 月額6,000円(予定)
申込方法 所定の入園願書に記入し、入園希望の市立幼稚園に提出
締め切り 11月15日(火)
問い合わせ先 各市立幼稚園、またはこども課 ☎32-7028

保育所(園)

募集対象 市内在住で小学校就学前の保育に欠ける乳幼児
保育料 世帯状況や所得状況、年齢などによって決定
 ※詳しくは「入所申込のご案内」をご覧ください
申込方法 所定の入所申込書に記入し、こども課、各支所市民生活課または入所希望の保育所(園)に提出
 ※平成24年2月上旬に面談を実施する予定(申込者には改めて通知)
募集期間 10月11日(火)～11月30日(水)
問い合わせ先 各市内保育所(園)、またはこども課 ☎32-7028



あなたの資金が「つやまっ子」の未来をサポート！

「つやまっ子・未来債」募集！

市では、今年も住民参加型市場公募債「つやまっ子・未来債」を発行します。公共施設の建設などの大規模な事業を行うときには、市債を発行して国や銀行などから資金を調達しています。「つやまっ子・未来債」は使い道を明らかにした市債の一つです。市民の皆さんからお預かりした資金を津山の未来を担う子どもたちのために行う事業の財源として、今年度も小中学校施設耐震補強などの事業に活用します。



未来債を財源の一部として改築された東小学校と子どもたち

発行総額	2億円
募集期間	11月18日(金)～25日(金) (金融機関休業日は除く) 先着順。売り切れ次第終了
利率	11月17日(木)決定 (国債の利回りを参考に若干上乗せして決定)
利払日	半年ごと (5月30日・11月30日)
発行日	11月30日(水)
償還年限など	5年満期一括償還。償還日は平成28年11月30日
購入できる人	市内に在住または通勤する20歳以上の個人、または市内に営業拠点などのある法人
購入限度額	1人(事業者) 10万円～500万円(10万円単位)
取り扱い金融機関	津山信用金庫本店(山下)・市内各支店
必要書類など	応募時に取り扱い金融機関窓口へ預金通帳、通帳の印鑑、身分証明書(運転免許証や健康保険証など)をお持ちください

※発行に関する事など、詳しくはお問い合わせください

問い合わせ先 財政課 ☎32-2020

「子ども手当」制度改正 申請が必要です

平成23年10月から平成24年3月分までの子ども手当の支給金額、支給要件が変更になりました。受給者(公務員は除く)に対して、申請書を10月中～下旬ごろ郵送します。平成24年3月までに申請をすれば10月分からの手当を受けることができます。ただし、出産・転出入に伴う場合は、事後15日以内に申請してください。

支給金額		改正前(9月30日まで)	改正後(10月1日以降)
対象年齢		中学校卒業前まで	中学校卒業前まで
支給金額(月額)		一律 13,000円	0歳～3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了前(第1、2子) 10,000円 " (第3子) 15,000円 中学生(一律) 10,000円
支払月		平成23年10月で終了	平成24年 2月(10月～1月分)、6月(2月・3月分)
所得制限		なし	なし
申請先		こども課(公務員は勤務先)	こども課(公務員は勤務先)

支給要件

- 子どもが国内に居住していること(留学などは除く)
 - 児童養護施設に入所している子どもなどについては、施設の設置者に手当を支給
 - 1人の子どもに受給要件を満たす人が複数いる場合は、子どもと同居している人を優先(離婚協議中の場合などに適用。ただし、単身赴任の場合は除く)
- ※9月中に出生や転入に伴う認定請求をした場合は、申請は不要です
 ※申請書が届かない場合は、お問い合わせください
 ※平成24年4月以降の子ども手当については、国で決定され次第、お知らせします



問い合わせ先 こども課(津山すこやか・こどもセンター) ☎32-7028

津山広域都市計画ごみ焼却場「津山圏域クリーンセンター」の決定原案の縦覧と公聴会

都市計画法による津山広域都市計画ごみ焼却場の名称、位置、区域、面積の決定を行うため、原案を縦覧し公聴会を開催します。公聴会で意見を述べようとする人は、事前に公述申立書を提出してください。

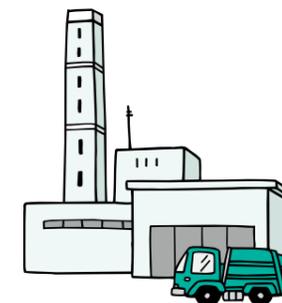
なお、当施設に関する決定原案の縦覧と公聴会は、昨年5月に実施しましたが、その後、一部修正がありましたので、再度実施するものです。

●縦覧・公述申立書

縦覧期間 10月20日(木)～11月2日(水)の執務時間内
縦覧場所 都市計画課または久米支所産業建設課
公述申立書の提出方法 都市計画課に備え付けの用紙に意見を記入し、郵送または直接、都市計画課に提出

●公聴会

とき 11月22日(火)午後2時～4時
ところ 津山市総合福祉会館
 公述申立書を提出した人が多数の場合は、公述人の人数または時間をあらかじめ制限することがあります。また、原案に関係のない意見は述べることができません。
 ※縦覧期間中に公述申立書の提出がなかった場合は、公聴会は中止されます。なお、その場合は都市計画課ホームページでお知らせします
 ※公聴会の傍聴を希望する人は、当日会場へお越し下さい(定員80人・先着順)



問い合わせ先 〒708-8501津山市山北520都市計画課(市役所5階) ☎32-2096